

9. 税金の控除等

●所得税の障害者控除

納税者本人、同一生計配偶者(注) または扶養親族が所得税法上の障害者に該当する場合には、所得控除を受けることができます。なお、障害者控除は、扶養控除の適用がない 16 歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。

(注) 同一生計配偶者とは納税者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く。)のうち、合計所得金額が58万円以下(令和7年度までは48万円以下)である方をいいます。

【対象】

障害者控除の対象となるのは、次に掲げるような心身に障害のある方です。

- 1 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方(特別障害者となります。)
- 2 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により、知的障害者と判定された方(重度の知的障害者と判定された方は、特別障害者となります。)
- 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(1級は特別障害者となります。)
- 4 身体障害者手帳の交付を受けている方(1・2級は、特別障害者となります。)
- 5 満65歳以上の方で、墨田区福祉事務所長より「障害者控除対象者認定書」を交付された方。(障害者手帳の交付を受けていない方でも、寝たきりや認知症等により日常生活に支障があり、障害者あるいは特別障害者に準ずるものとして福祉事務所長が認定をした場合)
- 6 戦傷病者手帳の交付を受けている方(障害の程度が、恩給法に定める特別項症から第3項症までの方は特別障害者となります。)
- 7 原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている方(特別障害者となります。)
- 8 いつも就床していて、複雑な介護を必要とする方(特別障害者となります。)

【控除額】

区分	控除額
障害者	27万円
特別障害者	40万円
同居特別障害者(※)	75万円

(※) 同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、納税者自身、配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている方です。

【問合せ先】

勤務先の給与担当課

本所税務署 墨田区業平 1-7-2 電話 03-3623-5171

向島税務署 墨田区東向島 2-7-14 電話 03-3614-5231

●聴覚障害者等案内専用ファクシミリ 東京国税局 FAX 03-3294-4300

※聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。このファクシミリを利用して、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書等は提出できませんのでご注意ください。

●住民税の障害者控除

本人または同一生計配偶者または扶養親族が障害者に該当する場合には、申告により翌年度の住民税について障害者控除が受けられます。

【対象】

上記「所得税の障害者控除」と同じ

【控除額】

区分	控除額
障害者	26万円
特別障害者	30万円
同居特別障害者(※)	53万円

(※) 同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、納税者自身、配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている方です。

【問合せ先】

税務課 課税係 電話 03-5608-6135～9

●住民税の非課税

年間の合計所得金額が 135 万円以下の障害者または特別障害者の方は、翌年度の住民税が課税されません。

【対 象】

「住民税の障害者控除」（68 ページ）と同じ

【問合せ先】

税務課 課税係 電話 03-5608-6135～9

●自動車税・軽自動車税の減免

心身に障害があり歩行が困難な方やその方のために所有し使用される車両等について、自動車税または軽自動車税の減免が受けられる制度があります。

※減免申請ができるのは、障害のある方一人に対して、全ての車両（自動車、二輪車等を含む。）のうち一台に限られます。

【対象車両】

- ① 障害のある方が所有し運転する車両（個人名義の自家用ナンバーに限る。）
- ② 障害のある方、又は生計を同一にする方が所有し専ら障害のある方の日常生活（通院や通学等）のために運転する車両（個人名義の自家用ナンバーに限る。）
- ③ 車椅子移動車や入浴車等、障害がある方が利用するための構造になっている車両

【減免が受けられる手帳及び障害の程度について】

- ① 身体障害者手帳…障害等級については、下記の表をご覧ください。
- ② 愛の手帳…総合判定が 1～3 度
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級（自立支援医療受給者証をお持ちの方に限ります。）
- ④ 戦傷病者手帳…該当する障害の程度については、自動車税については都税総合事務センターに、軽自動車税については区役所地域福祉課にお問い合わせください。

【障害の種類】

障 害 の 区 分	等 級	障 害 の 区 分	等 級
視 覚 障 害	1～3 級 4 級の 1	体 幹 機 能 障 害	1～3・5 級
聴 覚 障 害	2・3 級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害 1・2 級
			移動機能障害 1～6 級
平 衡 機 能 障 害	3・5 級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障害	1・3・4 級
音声・言語機能障害 （咽頭摘出に係るものに限る。）	3 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3 級
上 肢 機 能 障 害	1・2 級	下 肢 機 能 障 害	1～6 級
肝 臓 機 能 障 害	1～4 級		

【自動車の申請期限及び場所】

- ◆納期限までに、都税総合事務センターまたは墨田都税事務所等へ申請してください。
（都税のため墨田区では申請を受付することができません。）
- ◆期限後の受付はできません。

【自動車税に関する問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 電話 03-3525-4066
墨田都税事務所 電話 03-3625-5061（代表）

【軽自動車税の申請期間及び場所】

◆当年の納税通知書発送日から納期限までに、区役所税務課税務係へ申請してください。

◆期限後の受付はできません。

※4月1日から5月末までは、手帳交付申請中の場合でも、減免申請をすることができますのでご相談ください。

※前年減免されていても継続はされません。減免要件に該当し減免を希望される方は、納期限までに当年分の減免申請をしてください。

【軽自動車税に関する問合せ先】

税務課 税務係 電話 03-5608-6134

●個人事業税の軽減

障害のある方または障害のある扶養親族等を有する方は、個人事業税が減免される場合があります。（毎年、納期限内に申請が必要です）

【対 象】

合計所得金額が370万円以下であること

※合計所得金額とは、青色申告特別控除適用前の事業所得・不動産所得の他に給与所得、雑所得、分離所得等の各種所得金を合算したもの

【減免税額】

障害のある方一人につき5,000円

ただし、障害のうち精神または身体に重度の障害がある特別障害のある方については、一人につき10,000円になります

【問合せ先】

台東都税事務所 個人事業税班 電話 03-3841-1683

●相続税の軽減

相続人が85歳未満の障害者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます

【問合せ先】

南部にお住まいの方

本所税務署 墨田区業平 1-7-2 電話 03-3623-5171

北部にお住まいの方

向島税務署 墨田区東向島 2-7-14 電話 03-3614-5231

●聴覚障害者等案内専用ファクシミリ 東京国税局 FAX 03-3294-4300

※聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。このファクシミリを利用して、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書等は提出できませんのでご注意ください。

●贈与税の非課税

特定障害者（※）の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

※特定障害者とは、次に掲げる方をいいます。

- 1 特別障害者
- 2 障害者のうち精神に障害がある方

【問合せ先】

南部にお住まいの方

本所税務署 墨田区業平 1-7-2 電話 03-3623-5171

北部にお住まいの方

向島税務署 墨田区東向島 2-7-14 電話 03-3614-5231

●聴覚障害者等案内専用ファクシミリ 東京国税局 FAX 03-3294-4300

※聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。このファクシミリを利用して、法令に基づき各種申告書、申請書、届出書等は提出できませんのでご注意ください。

●利子等の非課税

障害のある方等は、少額預金、少額公債の各元金 350 万円までの利子が非課税扱いになります。
※対象等詳細については、問合せ先へ確認してください。

【問合せ先】

南部にお住まいの方

本所税務署 墨田区業平 1-7-2 電話 03-3623-5171

北部にお住まいの方

向島税務署 墨田区東向島 2-7-14 電話 03-3614-5231